

令和7年度（2025年度）第1回東海市子どものいじめ防止等対策委員会 会議録

- 1 日 時 令和7年（2025年）6月25日（水）
午後2時から3時
- 2 場 所 市役所603会議室
- 3 出席者 東海市医師会理事 朝倉 直子
主任児童委員 田中 博美
知多福祉相談センター主任 蛭川 允
日本福祉大学 教育・心理学部教授 鈴木 庸裕
市スクールカウンセラー 鎌田 陽世
東海市立緑陽小学校長 廣田 雅明
東海市加木屋中学校長 富田 高生
東海市立明倫小学校主任養護教諭 富田 優子
東海市立加木屋中学校生徒指導主事 住田 恵太
人権擁護委員 小出 靖晃
- 4 傍聴者 なし
- 5 事務局参加者
東海市教育委員会 教育長 鈴木 俊二
教育部長 小島 久和
学校教育課長 桜井 正志
学校教育課 主任指導主事 越智 真剛
〃 指導主事 池田森太郎
〃 指導主事 高橋 民子
〃 統括主任 本多 佑鷹
〃 教育相談員 坂口 栄子
青少年育成センター主幹 櫻井 崇浩
教育支援センター「ほっと東海」
教育相談員 武田 基二
スクールソーシャルワーカー 飯田 彩花
スクールソーシャルワーカー 西 実莉
スクールソーシャルワーカー 甲斐茉莉奈美

6 会 議

- (1) 教育長あいさつ
- (2) 委員・事務局自己紹介
- (3) 委員長・委員長職務代理者選出、あいさつ
- (4) 協 議

ア 令和6年度（2024年度）におけるいじめの状況について

（指導主事より資料に基づいて報告）

○市内全小中学校でいじめは認知され、件数は258件であった。前年度と比べ、小学校は29件減少、中学校は19件増加している。いじめの解消率は小学校で83.2%と解消率もやや減少している。中学校では、89.0%と解消率も増加している。

○いじめ発見のきっかけは、小学校で「学校の教職員等が発見」の割合が48.5%となっており、前年度より14.3ポイント低くなっている。また、その中でも、「学級担任が発見」するケースの割合が10.2%で前年度から2ポイント増加している。一方、「アンケート調査など学校の取組により発見」するケースの割合が、37.7%で前年度から15.9ポイント減少している。中学校は、「学校の教職員等が発見」の割合が73.6%となっており、前年度から34.7ポイントと大幅に増加している。その中でも、「アンケート調査など学校の取組により発見」するケースの割合が、71.4%と前年度より、40.9ポイントの増加となり高い割合を示している。

また、小学校では、「当該児童生徒の保護者からの訴えから発見」したケースの割合が昨年度より増加している。さらに、中学校では、「本人からの訴えから発見」したケースの割合が減少している。

○いじめられた児童生徒の相談状況は、小学校では「学級担任に相談する」割合が66.5%と前年度から19.7ポイント減少している。中学校においても、80.2%と前年度より5.9ポイント減少している。依然として誰にも相談できずにいる児童生徒が一定数いる。児童生徒からの相談を待つのではなく、児童生徒の様子をよく観察し、声を掛けたり、話をする機会を意図的に設けたりするなど、早期発見、早期対応に努めていく必要がある。

○いじめの態様は、小中学校ともに、「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」割合が高くなっている。

中学校においては、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる」の割合が次いで高くなっている。

周りの人との関わり方や気持ちの伝え方、インターネットやメール等の扱い方など、学校における人権教育や情報モラル教育などより一層の啓発活動を行っていくことはもちろんのこと、保護者も含め、地域全体で子どもたちを育てていく必要性を感じる。

○いじめる児童生徒への対応としては、「保護者への報告」の認知件数に対する割合が小中学校ともに、全国と比べ割合が大きく上回っており、認知件数が多い中でも丁寧な対応がうかがえる。

○いじめられた児童生徒への特別な対応としては、中学校においては、「別室を提供したり、常時教職員がつくなどして心身の安全を確保したりした」が

12.1%と高い割合となっている。また、「当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した」の割合が小中学校ともに、前年度より高くなっている。その要因は、月に1度、学校から提出のある問題行動の報告や、学校が認知した直後に教育委員会に報告をし、対応や対策について、学校と教育委員会が協議するなど、連携体制が図られている表れだと考える。

- 学校におけるいじめ問題に対する日常の取組として、「学校・警察連絡員の指定を行った」という区分が昨年の調査から加わり、さらに、「地域人材や団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた」については、令和6年度の調査から加わった項目になる。

いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底が義務づけられ、各校で教頭や生徒指導主事を位置づけている。

また、小中学校とも特別の教科として道徳の授業に取り組むとともに、いじめ防止を考える授業「いじめ未然防止授業プラン」の実施、東海市子どものいじめ防止サミットの取組の実践、学校評価等を通じた「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しに取り組んでいく。

イ 東海市子どものいじめ防止条例、東海市子どものいじめ防止基本方針について (指導主事より資料に基づいて報告)

- 条例は、平成28年度4月に施行された。その目的は、第1条にあるように未来を担う子どもたちが安心して健やかに成長できるいじめのない地域社会を実現することである。
- 基本方針には、市、教育委員会、学校、保護者、地域住民それぞれの責務等が明記されている。いじめの理解として「いじめは、その子にも、その学校にも起こりうるものであること」、「いじめをする人、いじめられる人、いじめをはやしたてる人、いじめを見て見ぬふりをする人の4つの存在から成る構造にふれ、集団的にいじめを許容しない雰囲気形成が必要であること」が述べられている。また、重大事態についての対応フロー図により、対応が明確に示されている。

ウ いじめの発見についての主な意見

- アンケートでいじめ等を教えてくれる生徒は、担任との関係性がよいと考える。また、アンケートの中で、心の相談員や養護教諭に相談したいという項目があるため、アンケートでの発見の割合が増加しているのではないかと考える。
- 生徒の指導の中で、被害生徒が加害生徒に指導してほしいと訴えるケースがある。その場合、被害生徒が担任ではなく保護者に訴えることが多い。
- 小学校で保護者からの訴えによって発見するケースが多いことについて、学校がいじめを学校で発見できないまま、児童を帰宅させてしまうことは大変

申し訳なく感じる。しかし、保護者が児童の話を聞いていただき、学校に連絡いただくことはありがたいことだと考える。

- 養護教諭による発見の割合が低いため、養護教諭もいじめの発見に努めていきたい。
- 明倫小学校では、「あのねポスト」を設置し、児童がスクールカウンセラーに直接手紙を書いて相談できるという取組をしている。また、SNS相談や電話相談の案内や通知がある際は、児童に丁寧に紹介し、どこでも相談できるということを日頃から伝えている。
- スクールカウンセラーによるいじめの発見の割合も低いため、今後の課題としていく必要がある。
- スクールカウンセラーの面談においても、事を大きくしたり、加害側に言ったりしないしてほしいという相談が少なくない。
- スクールカウンセラーや臨床心理士の研修会の中で、児童生徒が辛い問題や生きづらさを抱えながらも、人にヘルプを出せない児童生徒が多いという話があった。
- ヘルプを出せない児童生徒が、自分でなんとかしようとする行為が自傷行為になってしまうのではないか。
- 学校の中でも、援助要請やヘルプが出せることをスクールカウンセラーの立場でも支援していく必要性を感じている。一方、ヘルプを出しても、その結果が児童生徒自身にとって、よかったことだと結びつかないと相談しても聞いてもらえないと感じてしまい、せっかく出した援助要請を引き下げてしまうことにもなりかねない。
- スクールカウンセラーが加害児童生徒の支援を行うことは少ないが、加害児童生徒がいじめにいたる背景や経緯、思いがあるはずである。そこをうまく解消する必要がある、解消しないままであると、また違うかたちで問題行動として出てきてしまうのではないか。スクールカウンセラーも加害児童生徒の支援に参加していきたいと考えている。
- アンケートを実施する際、書き込みが多いアンケートよりも該当する項目に丸をうったりチェックしたりする形態の方が、他の児童生徒の目がきになる児童生徒にとっては有効である。
- 小学校では、発達段階において「いじめ」という認識がまだもててない時期かもしれない。
- 「いじめ」というだけだと、大人は視野が狭くなるのではないか。児童生徒が何か訴えてきた場合、その背景に何があるのかをつかむことが大切ではないか。本当の「思い」「願い」はなんだろうと考える必要がある。
- アンケートの結果から、児童生徒の変化に気付ける余裕が教職員にあるのだろうかと感じる。

○保護者の訴えは、学校の教員に対してクレームを言っているわけではなく、「困っているから、一緒に考えてほしい」ということが本来の主訴なのではないだろうか。また、保護者が学校を頼っている表れであると捉えることが必要ではないか。

○この４月に合理的配慮が完全実施、義務化された。「相手にも原因がある」などの言葉は、ハラスメントになるので注意しなければならない。

7 専門部会のいじめの重大事態調査報告書を受けた教育委員会の対応についての報告

- (1) いじめ防止対策の研修冊子を作成し、いじめの定義やいじめ認知の在り方の理解を深める校内研修用の資料を配布することについては、教職員がいじめの定義やいじめ認知の在り方について、理解を深めることができるように研修動画を作成し、令和７年５月２２日（木）に市内全教職員に研修動画をいつでも視聴できるよう環境を整えた。また、動画の視聴及び効果測定アンケートの実施を依頼しました。令和７年６月２３日（月）時点で、約８７％（６１３人中５３２人）の市内教職員が視聴をし、９８％の教職員が「学びがあった」という肯定的な回答をしている。
- (2) 学校における児童生徒の心理的情緒的問題への対応とＳＯＳを適切に受け止めるための教員向けスキルアップ研修を実施については、３つの研修を実施・予定している。一つ目の研修として、不登校担当者を対象として、令和７年６月４日（水）に日本福祉大学 教授 野尻紀恵 氏を講師に迎え、『「いじめ重大事態に関する調査報告書（公表版）」を受け、これからの東海市の教職員としてすべき実践的な対応』をテーマに研修会を実施した。二つ目の研修は、生徒指導担当者を対象として、令和７年６月１２日（木）に愛知学泉大学 教授 前田 治 氏を講師に迎え、同テーマで研修会を実施した。三つ目は管理職を対象とした「法的危機管理研修」を同テーマで、令和７年８月４日（火）に実施する予定である。講師はスクールロイヤーを予定している。
- (3) 学校のいじめ問題対策に関する校内組織について、会議の目的や内容、計画を明記した文書を作成し、必要があれば速やかに市教委に提出することができるよう指導することについては、いじめに関わる会議の記録用紙として「定期開催用」と「臨時開催用」、さらに児童生徒へ聞き取りをする際のチェックリスト付「聞き取り」記録用紙の３種類のフォーマットを作成した。また、市内小中学校の教頭及び生徒指導担当に活用方法を説明し、１学期より実際に活用し、学校訪問等の機会において、記録のとり方を確認している。
- (4) いじめ認知の段階から専門スタッフなどの外部性と中立性が活かされる校内及び市教委内の体制整備に努めることについては、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活動状況とサポートルーム設置に係る人的資源について、各校を訪問しながら調査研究を進めている。

- (5) 推進法や条例、市の基本方針などを学校関係者のみならず、児童生徒や保護者、地域の関係機関職員等に欠席連絡システムで周知した。また、いじめ問題解決に保護者や関係者が参加する関係を醸成していくことについては、令和7年4月15日（火）に東海市教育委員会から市内小中学校の保護者に欠席連絡システムを活用して「東海市いじめ防止基本方針」や「東海市子どものいじめ防止条例」をいつでも確認できるよう紹介した。次年度以降も年度初めに保護者へ周知していく。
- (6) いじめと不登校などの関係性が密接にある事実を鑑み、市内学校のサポートルームや校内外の教育支援センターの運営や情報共有の充実を図ることについては、教育支援センター「ほっと東海」を統括する教育相談員を配置した。これにより、三つの教室の連携がとりやすくなっている。